

# 請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 11 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和4年12月6日	<p>新型コロナウイルス感染拡大が長期にわたり、県内の保育所で働く職員は、感染防止対策を続けながら、子ども生活や発達を守っている。しかし現場では、感染防止への業務負担に加え、感染時の対応等で、業務の過重負担が続いている。</p> <p>こうした問題の背景には、そもそも保育所の職員配置基準が低く、保育職員の業務量に合っていない実態がある。これは、滋賀県が行った保育士実態調査報告書で、現行よりも職員配置基準の上げを求める声が多いことが報告されていることでも分かる。また、静岡県牧之原市の保育所で起きた送迎バスでの子どもの置き去り事件でも、現場の人手不足の問題が指摘されている。</p> <p>実際に保育現場では、「休憩や休暇が取れない」「体調が悪くても休むことをためらってしまう」「子どもに対して十分な保育ができない」といった状況が慢性化している。こうした職員配置基準の低さが、保育職員の労働条件の悪化を生み、学生の就職離れや子育て世代の離職につながっている。</p> <p>今回、滋賀県は、「次期行政経営方針策定に向けた収支改善の取組」として、「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業」に関わる予算を縮小しようとしているが、この制度は、保育現場で1、2歳児の保育を充実させる上で、大変重要な役割を果たしている。本来は国が責任を持つべき施策であるとしても、地方自治体の先行的な施策として現場から歓迎されてきた制度である。</p> <p>よって、私たちはこのような理由から、以下の項目について請願する。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業に関わる予算縮小を行わないこと</li> <li>2 滋賀県として保育士の増員を行い、子どもが安心・安全に過ごせる保育環境を整えること</li> </ol>
件 名	「滋賀県低年齢児保育保育士等特別配置事業」の予算縮小に反対することについて	
請 願 者 所 名 住 氏		
紹 介 議 員	黄野瀬 明 子 節 木 三千代	
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	
審 査 結 果		

# 請 願 文 書 表

請 願 番 号	第 1 2 号	請 願 要 旨
受 理 年 月 日	令和4年12月6日	<p>2024年の介護保険の改訂に向けて、政府は今年12月にも結論を出す予定である。</p>
件 名	介護保険改定案を撤回し、介護保険財政の抜本的な見直しを求める意見書の提出について	<p>利用料負担については、現行の「一定以上所得」「現役並所得」の判断基準額を引き下げることによって、利用料2割負担、3割負担の対象をそれぞれ拡大することが提案されている。</p> <p>現行の1割負担においても、経済事情によって必要なサービスを利用できないケースが後を絶たない中、さらなる利用料の引上げが介護サービスの利用控えを加速させ、世帯の生活を後退させることは確実である。</p>
請 願 者 所 名 住 氏		<p>要介護1、2の生活援助サービスを総合事業に移行させる案が示されているが、総合事業に移されることによって提供されるサービスの量、質が低下し、これまでの在宅生活を維持できなくなる事態が広がることが予測される。特に要介護1、2の認定理由の多数を占め、初期の段階から専門職の支援を必要とする認知症の高齢者、家族に困難が集中することになる。そもそも各市町村において総合事業の整備自体が進んでいない中で、非現実的な提案と言わざるを得ない。</p>
紹 介 議 員	節 木 三 千 代	<p>このように介護保険改定案は、いずれも大幅な負担の引上げと給付の抑制を図る内容であり、コロナ禍や物価高騰のもとで苦しんでいる利用者、高齢者にさらなる困難を強いるものである。また、費用負担の見直しについて、対象となる利用者、高齢者が果たして負担可能なのか、その十分な検証が行われないまま提案されている点も重大である。</p>
付 託 委 員 会	厚生・産業常任委員会	<p>以上の点から、滋賀県議会としても政府に対し、このたびの介護保険改定案を撤回し、介護保険財政（公費、保険料の構成割合）を抜本的に見直す意見書を提出するよう求める。</p>
審 査 結 果		